

TMI 中国最新法令情報 —(2021年6月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 印紙税法	
(2) データセキュリティ法	
(3) 反外国制裁法	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	8
(第5回 法務 DD の頻出事項②(許認可・環境))	
三. 中国法務の現場より	17
(1) 中国共産党 100 周年祝賀イベント	
(2) 浦東新区に関する立法権の上海市への授権について	

一. 中国最新法令（2021年5月中旬～2021年6月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 印紙税法¹

全国人民代表大会常務委員会 2021年6月10日公布、2022年7月1日施行

① 背景

中国において、印紙税に関する規定として、2019年3月国務院が改正した「印紙税暫定条例」²（以下「暫定条例」という。）がある。しかし、暫定条例は、あくまで行政法規であり法律ではないため、法律レベルでの規定はこれまで存在していなかった。この点、印紙税に関する法的な制度を完備し、その科学性、安定性と権威性を強化するため、暫定条例を法律に引き上げることが必要とされたことから、財政部、税務総局は、2018年11月1日「印紙税法（意見募集稿）」を公布し、意見募集がなされた後、2021年6月10日、第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて、印紙税法（以下「本法」という。）が可決された。

本法は、2022年7月1日から施行され、本法の実施と同時に、暫定条例は廃止されることになる。本法は、全体として暫定条例における現行の税制枠組みを維持しつつ、税目と税率を簡素化し、税負担を軽減した。本法の制定に伴い、中国における現行の18の各種税目のうち12税目について法律が制定されたことになる。

本法の主な内容につき、以下のとおり紹介する。

② 主な内容

ア 税目、税率の変化

(a) 課税対象となる契約名称の変更

本法の制定と共に新たに印紙税税目税率表（以下「税目表」という。）³が改正され課税対象契約の名称の一部が変更されている。例えば、加工請負契約が請負契約に⁴、建設工事監査設計契約が建設工事契約に⁵、貨物運輸契約が運輸契約に変更されている⁶。

(b) 税目の調整

本法では、従前は暫定条例ではなく個別の規定で定められていた課税対象取引である証券取引及びファイナンスリース契約が、税目表に組み込まれている^{7 8}。他方、たと

¹ 「印花税法」

² 「印花税暂行条例」

³ 「印花税税目税率表」

⁴ 請負契約は中国語で「承揽合同」

⁵ 建設工事契約は中国語で「建设工程合同」

⁶ 貨物運輸契約は中国語で「运输合同」

⁷ 証券取引に関する印紙税については、元々「証券取引印紙税の税率調整に関する業務について上海証券取引所の通知」（「上海证券交易所关于做好调整证券交易印花税率相关工作的通知」（上证交字（2008）16号）、「証券取引印紙税の徴収方式の調整を行う業務について深圳証券取引所の通知」（「深圳证券交易所关于做好证券交易印花税征收方式调整工作的通知」）の規定により規制されていた。

⁸ 元々、ファイナンスリース契約に関する印紙税政策について財政部・国家税務総局の通知（「财政部 国家税务总局关于融资租赁有关印花税政策的通知」（财税（2015）144号））の規定により規制されていた。

例えば従前は営業許可証、商標登録証、特許登録証等が発行される際にも印紙税が課税されていたが、本法下における税目表ではこれが削除されている。

(c) 税率の軽減

本法では一部従前からの税率が調整、軽減されている。

- 契約のうち、請負契約、建設工事契約及び運輸契約に関する税率が、0.05%から0.03%に軽減
- 財産権移転関連書面のうち、商標権、著作権、特許権、特許技術使用権の譲渡書面の税率が0.05%から0.03%に軽減

(d) 税率、税目の変更のまとめ

税率及び税目の変更部分について、整理すると以下のとおりである。

課税対象		税率（暫定条例）	税率（本法）
契約（書面）	請負契約	加工又は請負収入の0.05%	報酬の0.03%
	建設工事契約	料金0.05%	価格の0.03%
	運輸契約	運輸費用の0.05%	運輸費用の0.03%
	ファイナンスリース契約	なし	リース料の0.005%
財産権移転書面	商標専用権、著作権、特許権、特許技術使用権の譲渡書面	記載金額の0.05%	価格の0.03%
営業帳簿	固定資産の原価と自己流動資産の0.05%、その他の帳簿は、1件ごとに5元 ⁹	払込資本金（株式資本金）、資本剰余金合計額の0.025%	
権利証、許可証	1件ごとに5元	なし	
証券取引	なし	成約金額の0.1%	

イ 計算根拠の明確化

印紙税の根拠となる金額に増値税を含むか否かという点について、実務上議論されてきたが、本法は、印紙税の根拠金額には増値税を含まないことを明確にした。

- 課税対象契約の税額根拠金額は、契約に記載された金額に基づくものとし、明記された増値税を含まない¹⁰。
- 課税財産権移転書面による税額根拠金額は、財産権移転書面に記載された金額に基づくものとし、明記された増値税を含まない¹¹。

⁹ 「営業帳簿に対する印紙税の減免に関する財政部税務総局の通知」（「財政部 税务总局关于对营业账簿减免印花稅的通知」（財稅〔2018〕50号）の規定により、2018年5月1日から、0.05%の税率で印紙を貼付した資金帳簿に対して印紙税を半減して徴収し、5元の印紙貼付した他の帳簿に対して印紙税を免除する。

¹⁰ 本法第5条第1号

¹¹ 本法第5条第2号

ウ 税金の申告期限と納税期限の明確化

- ▶ 印紙税は四半期、年度または発生ごとに計算し、四半期、年度で課税する場合、納税者は四半期、年度終了の日から 15 日以内に税金を申告して納付しなければならず、発生ごとに課税する場合、納税者は納税義務が発生した日から 15 日以内に申告して納税をしなければならない¹²。
- ▶ 証券取引印紙税は週ごとに納付し、証券取引印紙税の源泉徴収義務者は、毎週の終了の日から 5 日間以内に税金及び銀行決済利息を申告して納付しなければならない¹³。

(2) データセキュリティ法¹⁴

全国人民代表大会常務委員会 2021 年 6 月 10 日公布、2021 年 9 月 1 日施行

① 背景

近年、デジタル経済の発展により、戦略的資源としてのデータの地位、重要性が益々際立ったものとなっており、政治、経済、軍事、生物、技術及び個人情報など様々な分野にわたってデータが関連している現状下において、データセキュリティは、国家の安全と経済社会の発展双方にかかわる重大な課題となっている。

このような背景の下、データにかかる規制を中心とした基本的な法律の制定は、デジタル経済分野における中国国家安全を守り、中国国家安全の利益を確保するために必要なものとして望まれていた。データに関する法的な規定について、近年来、中国はすでにサイバーセキュリティ法¹⁵、電子商取引法¹⁶、民法典を制定してきたが、これらの法律は、データに関する周辺的な規定であった。データセキュリティ法（以下「本法」という。）は、データ分野における基礎的な法律と位置付け、国家安全分野における重要な法律となるものと思われる。

本法は、計 7 章 55 条があり、構造としては、総則、データのセキュリティと発展、データのセキュリティ制度、データのセキュリティ保護義務、政務データのセキュリティと公開、法律責任と付則を含む。

以下、本法の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 「データ」の定義の明確化

データは、電子あるいはその他の方法による情報に対するあらゆる記録をいう¹⁷。

イ 適用範囲と監督管理の対象

本法は、中国国内でのデータ処理活動及びデータ処理活動に対する安全監督管理の展

¹² 本法第 16 条第 1 項

¹³ 本法第 16 条第 2 項

¹⁴ 「数据安全法」

¹⁵ 「网络安全法」

¹⁶ 「电子商务法」

¹⁷ 本法第 3 条第 1 項

開、及び中国国外でデータ処理活動を展開することにより、中国の国家安全、公共利益又は公民、組織の合法的權益を損なう場合に適用される¹⁸。

監督管理の対象となる上記のデータ処理活動は、データの収集、保存、使用、加工、転送、提供及び公開等を指す¹⁹。

ウ データ分類・等級区分保護制度の構築と「国家核心データ」管理制度の明確化

(a) 分類・等級区分標準²⁰

- ▶ データの経済発展における重要性の程度による分類・等級区分すること。
- ▶ 改竄、破壊、漏洩あるいは不法に取得又は利用され、国家の安全、公共利益又は個人、組織の合法的權益に及ぼす危害の程度によること。

(b) 職責分担²¹

- ▶ 国家データ安全業務協調機構は関係部門と協調して、重要データリストを作成し、重要データへの保護の強化を担当すること。
- ▶ 各地域、各部門は、データ分類・等級区分保護制度に基づき、当該地域、当該部門及び関連業界、分野における重要データの具体的なリストを確定し、当該重要データの重点的な保護を行うこと。

(c) 「国家核心データ」管理制度²²

国家の安全、国民経済の生命線、重要な国民生活、重大な公共利益などのデータは国家核心データとして扱われ、更に厳格な管理制度が実行される。

エ 重要データの越境安全管理制度²³

- ▶ 重要情報インフラ施設の運営者が中国国内における運営過程で収集し、発生した重要データの越境安全管理に対しては、サイバーセキュリティ法の規定が適用される。
- ▶ その他のデータ処理者が中国国内における運営過程で収集し、発生した重要データの越境安全管理に関する規則は、国家網信部門が國務院関係部門と共同で制定する。

オ 海外の司法又は法執行機関向けのデータ提供活動を厳格に規制すること²⁴

中国の主管機関の承認を得ない限り、国内の組織、個人は、海外の司法または執行機関に中国国内に保存されているデータを提供してはならない。

(3) 反外国制裁法²⁵

全国人民代表大会常務委員会 2021年6月10日公布、同日施行

① 背景

近時、特に欧米諸国が、新疆ウイグル自治区や香港地区等、中国に関わる様々な問題を

¹⁸ 本法第2条

¹⁹ 本法第3条第2項

²⁰ 本法第21条第1項

²¹ 本法第21条第1項、第2項

²² 本法第21条第2項

²³ 本法第31条

²⁴ 本法第36条

²⁵ 「反外国制裁法」

殊更に問題視し、これを理由として次々と中国に対し制裁と称して様々な不利益を科す状況が継続的に発生している。この状況に対抗し、国家の主権、安全、発展の利益を維持し、国民、組織の法的な権益を保護する必要性が強く認識され、反外国制裁法（以下「本法」という。）が制定された。

中国ではこれまで、海外諸国からの不当な制裁への対抗として、商務部が「信頼できないエンティティリストの規定」²⁶、「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」²⁷といった行政法規を制定してきたが、法律レベルでの規定は制定されていなかった。本法は、諸外国による制裁に対抗する法律レベルでの初めての根拠規定となる。

以下、本意見の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 本法の適用対象行為²⁸

- ▶ 中国に対して抑制、抑圧を行い、中国の国民、組織に対して差別的な規制措置を講じ、中国の内政に干渉する行為²⁹。

イ 本法の適用対象となる主体

本法の適用対象となるのは、本法適用対象行為の制定、決定、実施に直接又は間接的に関与したものとして、対抗リストに加えられた個人又は組織である³⁰。その他、以下の主体に対しても適用がなされる³¹。

- ▶ 対抗リストに加えられた個人の配偶者と直系親族。
- ▶ 対抗リストに加えられた組織の高級管理職員あるいは実質支配者。
- ▶ 対抗リストに加えられた個人が高級管理職員を担当する組織。
- ▶ 対抗リストに加えられた個人と組織が実質的に支配する、あるいは設立、運営に関与する組織。

ウ 対抗措置の内容

國務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づき、実際の状況に基づいて以下のいずれか一つ又は複数の措置を講じることを決定することができる³²。

- ▶ ビザの不発行、入国禁止、ビザの取消、あるいは国外追放。
- ▶ 中国国内にある動産、不動産やその他各種財産の差し押さえ、押収、凍結。
- ▶ 中国国内の組織、個人との関連取引、提携等の活動の禁止又は制限。
- ▶ その他の必要な措置。

エ 対抗メカニズムの設立

国家は対抗メカニズムを設立し、対抗メカニズムは関連業務の協調・協力の責任を負

²⁶ 「不可靠实体清单规定」（2020年9月19日公布、施行。本稿2020年10月号ご参照）

²⁷ 「阻断外国法律与措施不当域外适用办法」（2021年1月9日公布、施行。本稿2021年1月号ご参照）

²⁸ 対抗措置は中国語で「反制措施」と表記される。

²⁹ 本法第3条第2項

³⁰ 本法第4条

³¹ 本法第5条

³² 本法第6条

うと規定されている³³。

オ 対抗措置の公布、中止、変更、取消

- ▶ 対抗リストと対抗措置の確定、一時停止、変更あるいは取消の命令の公布については、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が行う³⁴。
- ▶ 制裁措置を講じる根拠となる状況に変化が生じたことにより、関連する対抗措置を一時停止、変更あるいは取り消すことが必要な場合、国務院の関係部門により実施することができる³⁵。

カ 外国の差別的な措置への協力の禁止

いかなる組織、個人も、外国国家が中国の国民、組織に対して講じた差別的規制措置を実行し、これに協力してはならず、これに違反した場合、中国国民、組織は中国の裁判所に対して差止め、損害賠償を求めることができる³⁶。

キ 対抗措置の実施義務

中国国内の組織、個人は、国務院の関係部門が講じる対抗措置を実行しなければならず、いかなる組織、個人も対抗措置を実行せず、実施に協力しなかった場合には、法に基づいて法的責任を追及される可能性がある³⁷。

(李草園・中国法顧問)

³³ 本法第 10 条

³⁴ 本法第 9 条

³⁵ 本法第 8 条

³⁶ 本法第 12 条

³⁷ 本法第 11 条、第 14 条

二. 連載 中国法実務のイロハ

第四弾：企業買収のイロハ（第5回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

第5回 法務DDの頻出事項②（許認可・環境）

今月号においては、法務デューデリジェンス（以下「法務DD」という）で、対象会社（中国の内資企業又は日系企業等、以下同じ）の業務展開に必要な許認可、及び近時、社会的注目を集めている環境分野の頻出事項を含む、その留意事項や取扱方式を合わせてご説明します。

企業活動に関わる許認可は、幅広い分野で存在しており、具体的な産業分野や業務内容によって異なっています。法務DDにおいて、必要となる許認可の取得状況を確認し、経営活動において許認可に関する法的規制に抵触する行為の有無を確認することが重要です。

なお、中国において、環境保護に関する法律制度の整備及び意識の強化に伴い、環境保護義務の遵守が一層求められています。法務DDにおいては、環境保護の要求と基準を確認した上、環境保護義務違反行為の有無及び対応策などを検討する必要があります。

Q4.5.1 対象会社は、業務展開で必要となる許認可等を取得しているか。

許認可とは、対象会社が特定事業分野へ参入し、特定業務活動を展開し、又は関連基準等を満足するために、各管轄部門から取得する承認やライセンスをいいます。取得手続やその難易度に関しては若干の異同が存在しますが、許可、認可、登録、届出等は、いずれも法務DDの対象に含まれます。

中国の政策としての規制緩和により、対象会社が事業を開始する前に取得しなければならない許認可の数は減っており、多くの事業は、経営範囲に記載して登記すれば実施することができます。しかし、国の安全や公衆の利益と直結する、食品、薬品、建築、金融、出版、印刷、道路運輸、電信業務などの事業においては、許認可が必要とされています。これらの許認可が取得できていない、或いは失効しているという場合には、法的には、当該許認可の必要な事業を行うことは許されないため、当該許認可の取得状況を確認することは、企業買収のためには必須であるといえます。

また、上記のような審査認可を経て取得する許認可のほか、届出制度で管理されるものもあります。例えば、対外貿易経営者届出と非経営性付加価値電信業務届出などが挙げられます。

届出単手続は簡単である反面、忘れがちでもあるので、これらの届出単手続を履行しなかつたり、又は取得後に変更や更新を怠つたりすることはよく見られます。

上記のような、事業経営のための許認可のほか、企業の業務における特定の行為又は業務に用いられる物について許認可が必要になることがあります。化学品製造会社を例とすれば、対象会社が猛毒化学品を原材料として購入する場合には、治安管理部门（公安局）の審査を経て購入証明を取得しなければならず³⁸、圧力容器などの特殊設備を使用する前又は使用後30日以内に、安全監督管理部门にて登記単手続を行い、特殊設備使用登記証を取得する必要があります³⁹。また、製造工場及びその付帯施設を建設する際、その計画、施工、環境、消防等に関しては、関連標準に適合して安全認証などの許認可を取得する必要があります。

Q4.5.2 対象会社は、許認可の認可範囲を超えて、業務を展開することがあるか。

無許可・無認可等での業務活動のみならず、許認可範囲を超えて業務活動を展開する場合、行政処罰を受けるリスクがあります。例えば、薬品経営企業が、アレルギー性疾患治療薬の経営許可証を取得した場合、良好な睡眠改善効果及びアレルギー症候抑制効果を同時に備える薬を販売するためには、さらに強力な睡眠薬を含む鎮静剤の販売に関する許認可も同時に取得する必要があります。

また、分類管理制度が実施されている許認可については、通常、対象会社の事業内容及び取り扱う製品によって分類されるため、対象会社が、分類に従って必要となる許認可を全部取得したかも、確認すべき事項の一つとなります。例えば、医療器械経営許可は、医療器械のリスク程度によって3種類（I、II、III類）に分けられており、リスクの判断は基本的には医療器械の予期目的、メカニズム、使用方式等によるものとされています⁴⁰。当該規定のもとでは、例えば、普通の眼鏡レンズ製品は医療器械ではないといえますが、これと類似するコンタクトレンズは眼球と直接接触するものであるため、高リスクのIII類医療器械に分類されています⁴¹。仮に、例えばコンタクトレンズを取り扱う対象会社が取得した医療器械経営許可証に、当該高リスクのIII類医療器械の販売について明記されていない場合には、当該製品を販売することは違法になります。

従いまして、法務DDを実施する際、製品情報や商流などの具体的な事情に即して、対象会社が許認可の認可範囲を超えているか否かに関し、慎重に判断する必要があります。関連法令条項に基づき、明確な結論を得られない場合には、所管部門の意見を求めた方が無難であると考えます。

Q4.5.3 対象会社において、許認可が無効となる事由が存在するか。

³⁸ 猛毒化学品購入及び国道運輸許可証管理弁法（剧毒化学品购买和公路运输许可证件管理办法）第5条、第6条

³⁹ 特殊設備安全法（特种设备安全法）第33条

⁴⁰ 医療器械監督管理条例（医疗器械监督管理条例）第6条

⁴¹ 医療器械分類目録（医疗器械分类目录）

許認可の無効事由は、基本的には以下の3種類に分けられます。

(1) 不正な手段により許認可を受けた場合の無効

通常、許認可を申請する法定条件が存在します。許認可の申請条件を満足しないものの、不正な手段により許認可を取得するケースは存在します。例えば、工事設計資格証書を取得するためには、一定人数の登録建築師を有する必要があります。他社に所属する建築師の名義を借りることで、工事設計資格証書の取得で必要となる建築師の人数を満たしている場合には、当該許可証書が取り消されるリスク⁴²が存在します。

許認可の取得で不正行為があるかどうかについては、法務 DD を実施する際、申請資料の開示を受けて確認することで一定程度の判断ができますが、実務上、申請資料を保存していないことが多いことや、不正の存在は申請資料を見ても判明しないことも多いことから、許認可の適法性及び有効性を取引契約において表明保証の対象とすることが必要といえます。

(2) 所管機関から処分等を受けた場合の無効

許認可が、買収完了後に、未発見の違法事由により取り消される場合、対象会社の価値が著しく減損し、買収者には大きな不利益が生じます。許認可が無効となる事由としては、通常、当該許認可に関する法令に明記されています。そこで、法務 DD においては、法令上の無効事由に照らし、対象会社が、当該無効事由を構成する行為をしている事実の有無を調査する必要があります。

なお、仮に対象会社が過去に行政処罰又は行政指導を受けたことがある場合には、過去で存在していた問題点が治癒されたかを確認した上、将来再発するリスクがあるかを判断する必要があります。

(3) 付与要件を維持できない場合の無効

医療薬品をはじめとする厳格な監督管理措置が採られる分野では、企業の施設条件、従業員実績、内部統制体系などや、従業員の学歴、資格、人数なども許認可の付与要件として定められています⁴³。対象会社は、許認可の取得時点では、それらの特殊な要件を全部満たしたものとはいえますが、経営悪化や人事異動などの理由で、付与条件を維持することができない結果が生じる可能性は否定することはできないため、この点についても留意する必要があります。

Q4.5.4 許認可の記載事項に変更が発生した場合、適法に変更手続を履行したか。

許認可の記載事項は、一般的に被認可人の名称、登録住所、生産経営場所、法定代表者、業務態様、許認可項目、有効期間、証明番号、審査認可機関を含みますが、これらに限らず、法務 DD を実施する際に、許認可に関する法令に定められる特殊な記載事項に留意しなければなりません。

⁴² 行政許可法第 69 条によると、対象会社が詐欺や賄賂などの不正手段による許認可を取得する場合には、所管部門が当該許認を取り消すことができるとされます。

⁴³ 例えば、薬品管理法第 42 条、第 52 条、薬品経営許可証管理弁法（薬品经营许可证管理办法）第 4 条

通常、許認可記載事項の変更手続は、同様に当該許認可に関する法令に明記されており、変更が発生した場合、対象会社が適法に変更手続を履行したかを確認する必要があります。実務上、対象会社の名称、住所、法定代表者などに変更が発生した場合、かかる変更事情が発生してから一定の期間以内に、対象会社が審査認可機関に変更登録申請、届出、報告を提出する必要がありますとされています。

法務 DD を実施する際、実際の経営状況に基づいて、許認可の記載内容と一致するかどうかを確認して、許可証の変更手続が必要となる事項が存在する場合、取引実施後、対象会社をして直ちにかかる変更手続を履行させることとなります。通常の許認可は、営業許可証の変更（会社登記変更）の後に、それを前提として変更手続を取りますが、特殊な許認可においては登記変更前の事前審査が必要となる場合があり、また、登記変更後であっても資格維持要件を具備できるかどうかは、取引実施前に確認等の対応を取る必要が生じます。

Q4.5.5 業務展開で必要となる一般的な登記・届出手続を履行したか。

中国では、企業の事業展開で必要となる登記・届出手続は、一般的には次の通りです。

(1) 営業許可証

営業許可証は、対象会社が記載される経営範囲で、業務活動を独立展開する資格を有することを証明する文書です⁴⁴。2016年以降、営業許可証、税務登記証、組織機構コード証、社会保険登記証、統計登記証を統合する登記制度改革（即ち「五証合一」）が実施されています⁴⁵。対象会社においては、「五証」関連手続を履行したかを確認する必要があります。

(2) 外商投資情報報告（従来の外商投資企業認可及び届出）

2020年に外商投資法及び実施細則の正式施行に伴い、従来の外商投資企業認可及び届出が廃止されたものの⁴⁶、その代わりに外商投資情報報告制度が導入されました⁴⁷。法務 DD を実施する際、対象会社が国家企業信用情報公示システムにおいて適法に外商投資情報を報告したかを確認する必要があります。

(3) その他

上記以外、経営活動の特定の場面で必要となる登記・届出が多数存在しています。例えば、対象会社が製品の輸出入に従事する場合には、対外貿易経営者の届出手続を履行する必要があります⁴⁸。また、代行業者を利用するとしても、対象会社が自ら輸出入の名義人となるためには、税関登記（通関単位登録登記）を行う必要もあります⁴⁹。これらの手続に不備があるかについては、法務 DD の調査対象になります。

⁴⁴ 会社登記管理条例（公司登记管理条例）第3条によると、会社は会社登記機関の法に基づく登記を経て、「企業法人営業許可証」を受領してはじめて企業法人格を取得する。

⁴⁵ 「五証合一、一照一号」登記制度改革の加速推進に関する国务院令の通知（国务院办公厅关于加快推进“五证合一、一照一码”登记制度改革的通知）

⁴⁶ 外商投資法第42条第1項、外商投資情報報告弁法（外商投资信息报告办法）第35条

⁴⁷ 外商投資法第34条

⁴⁸ 対外貿易経営者届出登記弁法（对外贸易经营者备案登记办法）第2条

⁴⁹ 税関通関単位登録登記管理弁法（海关报关单位注册登记管理规定）第4条

Q4.5.6 中国の法令上、企業が負うべき主な環境保護義務は何ですか。

中国の環境関連法令等により、関連企業は、環境汚染及び生態破壊の未然防止・減少義務を負担しなければならず、また、自らの行為により生じる損害を自らの責任で負うものとします⁵⁰。実務上、特に食品、繊維、印刷、化学、機械等をはじめとする製造企業が汚染物を排出することにより、周辺の生態環境を破壊する恐れが高いため、一層厳格な環境保護義務が課されて、生産活動において環境保護義務違反の行為があるかについて現地の環境保護管理部門から注目されやすいといえます。

企業の環境保護義務は、経営活動の各方面、各段階に適用されます。具体的に言えば、工場を建設する際、環境影響評価を実施した上⁵¹、環境保護施設を本体工事と同時に設計して施工する必要があります⁵²。法務 DD を実施する際、環境影響評価報告書を確認し、対象会社の生産経営活動で生じる汚染物及び排出基準を把握する必要があります。また、対象会社において、環境保護施設の設計や施工などで法律に抵触することがあるかを判断するために、環境保護施設の検収報告書を確認することも不可欠です。

企業としては、汚染物排出許可証の取得義務⁵³、情報開示義務⁵⁴、排污費又は環境保護税の納付義務⁵⁵を履行する必要があります。また、環境汚染防止対策を講じるものとされているほか、汚染物の排出を減少させることも要求されています⁵⁶。なお、重点汚染物の排出企業としては、所轄当局の監督管理を受け、排出施設の適法な設置、排出状況の測量及び記録保存義務も履行する必要があります⁵⁷。

Q4.5.7 環境保護施設が適法に建設されたか。

環境保護施設とは、生産経営活動等により生じた環境に影響を与えるものを処理し、法令上の基準を合致させる又は測量監督で必要となる設備及び装置を言います。通常、廃水処理施設、空気浄化施設、粉塵濾過施設、騒音防止施設、省エネ施設等がこれに含まれます。

環境保護施設については、主体工事と同時に設計、建設、稼働させるものとするいわゆる「三同時」制度が実施されています⁵⁸。当該制度は、未然予防原則のもとで、環境影響評価制度と相互に補完し合うものと考えられます。

⁵⁰ 環境保護法第 6 条

⁵¹ 環境保護法第 19 条

⁵² 環境保護法第 41 条

⁵³ 環境保護法第 45 条

⁵⁴ 環境保護法第 55 条、第 56 条

⁵⁵ 環境保護法第 43 条

⁵⁶ 環境保護法第 22 条

⁵⁷ 環境保護法第 42 条

⁵⁸ 建設プロジェクト環境保護管理条例（建设项目环境保护管理条例）第 15 条

環境保護施設を設計して施工する際、環境保護に係る設計要求を考慮に入れ、環境保護措置及び関連施設の投資概算を環境保護評価書に明記する必要があります⁵⁹。また、建設完了後、企業が自主的に検収を行う場合、検収報告書を作成してその結果を公衆に公開する必要があります⁶⁰。

なお、環境保護管理部門による検収が不合格となる場合、当該環境保護施設のみならず、建設プロジェクトの本体も使用することはできません⁶¹。また、検収不合格で施設を使用し、又は虚偽の検収結果を提供する場合、所管当局は、建設単位に対して過料に処し、直接的に責任を負う主管人員およびその他の直接的に責任のある人員に対して行政処分を行うことができ、違法行為の情状が重大である場合、操業停止を命じることも可能です⁶²。

工場の増設、生産ラインの導入、生産プロセスの変更など、汚染物の種類や排出量に係わる事由が発生した場合、同時に環境保護施設を増設し、又は調整する必要があります。特に、工場が段階的に建設された場合には、各段階で環境保護施設が適法に建設されたかを具体的に確認する必要があります。

Q4.5.8 環境 DD を実施する際に、留意すべき主な汚染物は何でしょうか。

中国環境関係法令では、直接に汚染物を規制するものとして、大気汚染防止法⁶³、水汚染防止法⁶⁴、固体廃棄物環境汚染防止法⁶⁵、環境騒音汚染防止法⁶⁶及びそれらに関連する実施細則等が挙げられます。

(1) 水汚染

鉄鋼、製紙、石油、化学などの大量に水を使用する業界には、水質汚染事件が起こりやすいといえます。これらの企業を対象に法務 DD を実施する際には、環境影響評価書類や排污許可に関連する申請資料を取得して、水汚染物の種類、濃度、総量、排出先、排出パイプの設置状況を確認した上、オンサイトの調査結果と対照して、排出基準に適合するかどうかを判断することになります。

(2) 空気汚染物

現在、石炭などの化石資源を主な燃料とする生産企業は、依然として少なからず存在しています。化石資源を燃やして煙突から排出する煙には、硫酸酸化物をはじめとする有害物質

⁵⁹ 建設プロジェクト環境保護管理条例第 16 条

⁶⁰ 建設プロジェクト環境保護管理条例第 17 条

⁶¹ 建設プロジェクト環境保護管理条例第 19 条

⁶² 建設プロジェクト環境保護管理条例第 23 条

⁶³ 「大気污染防治法」

⁶⁴ 「水污染防治法」

⁶⁵ 「固体废物污染环境防治法」

⁶⁶ 「环境噪声污染防治法」。このほか、土壤汚染防止法（土壤污染防治法）があります。これは汚染物を直接する規制法令に該当するものの、同法は農業活動による土壤汚染を主な規制対象としており、また、2018 年に立法化された比較的新しい法令のため、従来は、企業活動による工業用地の土壤汚染はあまり問題とされてこなかったため、取り上げておりません。ただ、今後は注目が必要といえます。

が含まれており、環境に被害を及ぼす可能性が高いため、これらの企業の空気汚染物の排出状況は、環境保護管理部門に比較的に注目されやすいといえます。

また、工場での操業に伴って排出された粉塵、化学製品の揮発による光化学スモッグや悪臭も汚染物に該当するため、これらの汚染物の排出が適法であるかを確認する同時に、オンサイト調査を通じて、これらの汚染物に接触する従業員に対して十分な保護装置を講じたかを確認する必要もあります。

(3) 固体廃棄物

企業活動に関連する固体廃棄物は、通常、工業活動に伴う産業廃棄物（例えば、燃え殻、汚泥、廃材など）を言います。産業廃棄物が周囲に飛散や浸透する場合に環境に影響を与えるため、当該廃棄物を排出する企業は、排出許可証を取得する義務を負い⁶⁷、また、自らの責任で又は第三者を委託することにより処理しなければなりません⁶⁸。

(4) 騒音

法令上、対象会社の工場等に敷地内における固定設備から発生する騒音を、工業騒音と言います⁶⁹。工業騒音が発生する恐れがある場合、対象会社は、正常な作業状況での騒音値を含む発生源である設備の情報を届出しなければなりません⁷⁰。また、施設分類、時間帯、頻度などの要素により工業騒音の規制値が異なっているため⁷¹、届出に付帯する説明資料、所管当局の検査結果、第三者によるクレームの有無などを総合考慮して、違法行為の有無や騒音対応策の適切性を確認する必要があります。

Q4.5.9 汚染物排出基準を確認した上、実際には排出基準を満たしているか。

中国では、汚染物排出許可（排污証）管理制度が実施されているため⁷²、対象会社による遵守すべき汚染物排出基準を含む、汚染物の種類、濃度、排出先、排出総量、排出方式並びに汚染物排出制限及び監督管理上の要求等が、排污証に記載されています⁷³。

汚染物排出施設の改築や拡大建設、排污証に記載される汚染物の種類、濃度、排出先、排出方式などに関する変更が生じた場合には、法令上、変更後の状況を追加し、又は改めて排污証を取得するものとされ⁷⁴、許可される排出濃度や排出量を超えて汚染物を排出する場合には、対象会社は 20 万人民币元以上 100 万人民币元以下の過料に処され、業務改善、生産制限、許可の取消し、更に操業停止を命じられることとなります⁷⁵。

⁶⁷ 固体廃棄物環境汚染防止法第 39 条

⁶⁸ 固体廃棄物環境汚染防止法第 36 条、第 37 条

⁶⁹ 環境騒音汚染防止法第 22 条

⁷⁰ 環境騒音汚染防止法第 24 条

⁷¹ 工業騒音に係る具体的な基準は、工業企業敷地環境騒音排出基準（工业企业厂界环境噪声排放标准 GB12348-2008）を参照。

⁷² 環境保護法第 45 条 1 項

⁷³ 汚染物排出許可管理条例（排污许可管理条例）第 13 条

⁷⁴ 汚染物排出許可管理条例第 15 条

⁷⁵ 汚染物排出許可管理条例第 34 条

従いまして、環境 DD を実施する際には、排污証の記載事項に照らし、現場調査や従業員等に対するインタビューを通じて、対象会社の廃気、廃水、固体廃棄物の実際排出状況を調査することが不可欠です。

Q4.5.10 危険廃棄物が存在する場合、その保存及び処理などについて、適法に取り扱っているか。

危険廃棄物は、一般廃棄物を超える毒性や有害性を備えているため、法令上、特別な位置付けがなされています。危険廃棄物に対しては目録管理制度が実施されており⁷⁶、対象会社が「国家危険廃棄物目録」⁷⁷に記載されるものを排出し、自ら収集、貯蔵、利用、処理を行う場合には、危険廃棄物関連規定に適合する必要があります。

(1) 危険廃棄物の収集・貯蔵について

対象会社は、危険廃棄物の特性によって分類管理を行い、専門の危険廃棄物貯蔵施設を建設し、当該貯蔵施設の所在地及び設計が「危険廃棄物貯蔵汚染管理基準」⁷⁸に適合しなければなりません⁷⁹。また、危険廃棄物の容器、外装、貯蔵施設等においては、危険廃棄物の識別マークを設置する必要があります⁸⁰。危険廃棄物の保管期間は、通常、1年を超えてはなりません⁸¹。

(2) 危険廃棄物の運輸・移転について

危険廃棄物が危険物⁸²や危険化学品に該当する場合には、その運搬については、道路危険物運輸管理規定⁸³や危険化学品安全管理条例⁸⁴等の関連規定を遵守して、相応の運輸許可証を取得して実施し、また、特別な車両及び専門資格を有する従業員を備える必要があります⁸⁵。

対象会社が危険廃棄物を移転する場合には、危険廃棄物移転計画を提出して承認を取得しなければならず⁸⁶、移転後、移転元の環境保護管理部門から危険廃棄物移転書を取得する必要があります⁸⁷。

(3) 危険廃棄物の処理について

⁷⁶ 固体廃棄物環境汚染防止法第 75 条

⁷⁷ 「国家危険廃棄物名録」

⁷⁸ 「危険廃棄物貯蔵汚染管理基準」

⁷⁹ 固体廃棄物環境汚染防止法第 81 条

⁸⁰ 固体廃棄物環境汚染防止法第 77 条。具体的な基準は環境保護図形マーク実施細則（試行）（《环境保护图形标志》实施细则(试行)）を参照。

⁸¹ 固体廃棄物環境汚染防止法第 81 条

⁸² 道路危険物運輸管理規定第 3 条に定められる危険物名称リスト（危険貨物品名表 GB12268）に記載されたものをいう。

⁸³ 「道路危険货物运输管理規定」

⁸⁴ 「危険化学品安全管理条例」

⁸⁵ 道路危険物運輸管理規定第 8 条、危険化学品安全管理条例第 35 条ないし第 37 条

⁸⁶ 危険廃棄物移転書管理弁法（危険廃棄物转移联单管理办法）第 4 条

⁸⁷ 固体廃棄物環境汚染防止法第 82 条

対象会社が自ら危険廃棄物を処理する場合には、具体的な処理方式（焼却、乾燥、埋立てなど）に応じて、関連基準を満たすことが要求されます⁸⁸。

上記以外に、対象会社が危険廃棄物の収集、貯蔵、利用、又は処理を第三者に委託することもできますが、当該第三者は、対象会社より排出された危険廃棄物の収集、貯蔵、利用、処理に関して相応の許可証を有する者のみに限定されます⁸⁹。

従いまして、環境 DD を実施する際には、危険廃棄物が適法に処理されているかを確認するために、危険廃棄物が適法に保存されているか、処理業者が必要な資格（取り扱う危険廃棄物の種類も含む）を有するか、また危険廃棄物の移転については適法に移転届出 процедуруを履行した、移転記録を保存しているか、開示資料及び公式なルートで取得した情報を通じて、多方面から確認する必要があります。

（苗暁艶・中国法顧問）

⁸⁸ 固体廃棄物環境汚染防止法第 79 条

⁸⁹ 固体廃棄物環境汚染防止法第 37 条

三. 中国法務の現場より

1. 中国共産党 100 周年祝賀イベント

中国共産党は 1921 年 7 月 1 日に設立され、今年 7 月で設立 100 周年を迎えた。この 100 周年を記念する祝賀イベントについて、中国共産党中央委員会が今年 3 月の記者会見にてスケジュールを発表した。100 周年祝賀イベントには、1 年間にわたる党員全員を対象とした党史教育、盛大な祝賀大会、党に多大な貢献をした党員への「七一勳章」の授与、大型企画展と公演活動などが含まれていたが、閲兵式はスケジュールに入っていなかった。同記者会見では、人民解放軍中央軍事委員会政治工作部の李軍少将が「建党 100 年の祝賀イベントには閲兵式は入っていない。全軍の将兵はそれぞれの職場で党の 100 歳を祝う」と語った。

7 月 1 日に開催された 100 周年式典の第 1 回リハーサルは、6 月 12 日 21 時から 6 月 13 日朝にかけて行われ、1.4 万人がこのリハーサルに参加した。そのリハーサルでは、7 月 1 日式典当日の流れを確認し、主に軍楽隊、合唱団、国旗守衛隊、礼砲響隊などの式典参加者の集合、解散のほか、医療救急、消防応対等、音響機器の調整等が行われた。また、空中編隊の演習も実施され、ヘリコプターによる「100」形の編隊、J-10 戦闘機により構成された「71」形の編隊、J-20 戦闘機より構成された「人」形の編隊が北京の上空に現れ、北京の市民達は、写真撮影をするなどして大いに楽しんでいた。



そして、6 月 28 日、100 周年祝賀イベントの一環として、宣伝部、文化旅行部、国家ラジオテレビ総局、軍事委員会及び北京市政府が共同で主催する「偉大な征途」をテーマとした大型演出が開催された。6 月 22 日と 6 月 25 日にそれぞれ「鳥の巣」(オリンピックスタジアム)で演出のリハーサルが行われ、約 2 万人がこの演出を鑑賞した。当日 6 月 28 日の 20 時から 22 時にかけて演出は開催され、その間 5 分ほど花火の打ち上げも行われたが、大変感動する壮大なものであった。

報道によれば、2021 年 6 月 5 日時点における共産党党員は、合計 9514.8 万人で、486.4 万におよぶ党の下部組織が存在している。14 億人の人口を有する中国において、共産党員の人数は約 6.78% を占めていることになる。100 周年記念日を期して、共産党への加入年数が 50 年以上でパフォーマンスがよい党員に対しては、記念徽章が配布された。

6 月 28 日から 7 月 4 日にかけて、中国にとって非常に重要な記念イベントを祝うため、街中で赤い灯籠と国旗が街に揚げられ



て、北京全体が特別な日を迎える、非常に高揚した雰囲気が漂い、記念日が過ぎた今も未だにその余韻が残っている。

(呉秀穎・中国法顧問)

2. 浦東新区に関する立法権の上海市への授権について

6月10日、全国人民代表大会常務委員会が「上海市人民代表大会及び常務委員会に浦東新区法規の制定を授権することに関する決定」⁹⁰を公布し、即日施行された。

(1) 3か条だけの短い本文

本決定は次の3か条だけからなる短い規定である。

第1条 上海市人民代表大会及びその常務委員会に対して、浦東改革刷新の実践の必要に基づき、憲法および法律・行政法規の基本原則を遵守しつつ、浦東新区法規を制定し、実施することを授権する。

第2条 本決定に基づき制定される浦東新区法規は、中華人民共和國立法法の関係規定に基づき、全国人民代表大会常務委員会及び国務院に届け出るものとする。浦東新区法規の届出報告の際は、法律、行政法規、部門規章に対する特例措置の状況について説明をするものとする。

第3条 本決定は公布の日から施行する。

(2) 上海市の対応

本決定の施行を受けて、上海市人民代表大会は、6月23日、「浦東新区のハイレベルの改革開放の法治保障を強化し、浦東新区法規を制定することに関する決定」⁹¹を行った。

これによれば、市人民代表大会常務委は浦東新区人民代表大会常務委と共同して立法ニーズの収集と制度論証等を行い、浦東新区人民代表大会常務委においては、浦東新区法規の起草、制定への関与に関する作業体制を打ち立てることとされる。

また、法律や法規において明確な規定がない領域においては、浦東新区において先行して関連する管理措置を定めて、届け出てから実施することを支持し、浦東新区においては、管理措置の実施の評価メカニズムを確立し、管理措置を法規化する提案を速やかに出すようにと、規定した。

(3) 本決定の意義

中国には立法法と呼ばれる法律があり、法律、行政法規、地方性法規や国務院の部門規章や地方政府規章の制定、改廃やそれらの効力関係について規定を置いている。

⁹⁰ 「全国人民代表大会常務委員会关于授权上海市人民代表大会及其常务委员会制定浦东新区法规的决定」

⁹¹ 「上海市人民代表大会常務委員会关于加强浦东新区高水平改革开放法治保障制定浦东新区法规的决定」

立法法第72条第1項により、省、自治区、直轄市の人民代表大会とその常務委員会には、憲法、法律、行政法規に抵触しないことを前提に、地方性法規を制定する権限がある。

また、経済特区⁹²が所在する省、市の人民代表大会及びその常務委員会は、全国人民代表大会の授權決定により、当該経済特区内で施行する法規を制定することができる（立法法第74条）。

立法法においては、地方性法規は国法である憲法、法律、行政法規に抵触しないことが前提となるが、民族自治地区で適用される自治条例・単行条例については、「法律・行政法規の基本原則に反しない」限りで特例措置の規定が認められる（立法法第75条第2項）。また、経済特区法規についても、特例措置の規定が認められる（立法法第90条第2項）。

浦東新区は、経済特区ではないものの、今回、経済特区と同レベルの、特例措置規定の制定を伴う立法権が、上海市に与えられたということになる。

自由貿易試験区によるネガティブリスト制の導入、中外合弁企業における中国人個人を主体とする合弁の許容など、浦東新区で試験的に導入されて、やがてはそれが全国に広がったという制度改革は、枚挙に暇がない。本決定は、これまで浦東新区が担ってきた改革試行の役割に、立法面からの保障を与えるものであるといえる。

（山根基宏・弁護士）

TMI 中国最新法令情報—2021年6月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年7月11日

⁹² 現在、中国には、深圳、珠海、厦門、汕頭、海南、カシュガル、コルガスの7か所の経済特区がある。